

令和4年度 労働保険の年度更新について

電子申請の利用促進について

令和4年度の雇用保険料率について

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン (令和4年5月~9月)

働き方改革推進支援センターをご利用ください

静岡市と静岡労働局が雇用対策協定を締結しました (令和4年4月)

令和4年3月高校・大学卒業者の就職内定状況 (令和4年3月末現在)

職業安定法が改正され、令和4年10月1日に施行されます

令和3年の労働災害発生状況について (確定値)

静岡県内の労働災害発生状況 (令和4年4月末現在)

50人未満の事業場も歯科健康診断結果報告が必要になります

静岡県有効求人倍率 (令和4年3月)



五竜の滝と鯉のぼり (裾野市)



令和4年度 労働保険の年度更新について

※労働保険の年度更新手続は、下記の期間内に申告・納付を行ってください。
年度更新期間 6/1(水) ~ 7/11(月)

※コールセンター 開設します **0120-165-180** (フリーダイヤル)
 5/30(月)~7/22(金) (土日祝除く。) 9:00~17:00

※出張受付 実施します

- * 静岡労働局内及び県内各労働基準監督署では随時受付しております。
- * 出張受付の会場及び開催日時については、年度更新申告書に同封されたリーフレット又は静岡労働局ホームページでご確認ください。

【ご注意ください】上記会場は大変混雑するため、申告書の受付のみ行い、保険料の納付はできません。保険料の納付は「お近くの金融機関」でお願いいたします。
 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、中止する場合がございます。

※年度更新申告書に関する業務の一部について、民間事業者者に委託しています

以下の業務につきまして、6/1(水)~9/20(火)の間、委託する民間事業者から電話による問い合わせや訪問等をさせていただくことがあります。

- ・申告書等の審査に関する業務 : SATO社会保険労務士法人
- ・申告書等の提出に関する現地・電話督促業務 : アイヴィジット (株)

令和4年度 労働保険の年度更新 (労災保険・雇用保険)

6/1(水)~7/11(月)

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
 ●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省 年度更新お知らせページ

電子申請の利用促進について

厚生労働省では、令和4年度においても5月を電子申請利用促進月間とし、また、年度更新期間も、周知広報に取り組みます。

厚生労働省ホームページでは、労働保険の電子申請に係る特設WEBページを公開しておりますので、是非ご利用ください。

【ご注意ください】令和2年度4月から、資本金、出資金等の額が1億円を超える法人等については、労働保険の年度更新の申告等を行う場合には、電子申請が義務化されています。

特設WEBページ (URL)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html

総務の仕事に、鉄腕あらわる。

簡単・スピーディーに申請できる。

総務の業務改善に、10万馬力の右腕を。

労働保険は電子申請

© TEZUKA PRODUCTIONS

令和4年度の雇用保険料率について

※令和4年度雇用保険料率について

詳しくは、[当局ホームページ](#)をご覧ください。

- * 令和4年4月1日から、事業主負担の保険料率が変更になります。
- * 令和4年10月1日から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
- * 年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

<令和4年度の雇用保険料率> (赤字は変更部分)

○令和4年4月1日～令和4年9月30日

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

STOP！熱中症クールワークキャンペーン —熱中症予防対策の徹底を図ろう—

STOP！熱中症

令和4年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

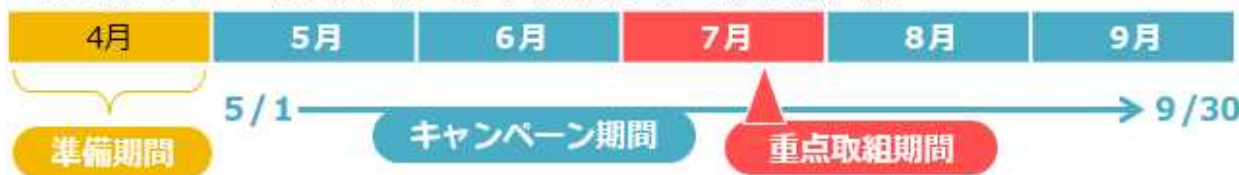
職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！



労働災害防止キャラクター **チューイ カン吉**

暑くなってからでは遅すぎます！早くからの対策を！！

- 実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



働き方改革推進支援センターをご利用ください

「静岡働き方改革推進支援センター」では、『働き方改革』に関連する様々な労務管理上の疑問点について無料で相談・支援を行っています。ぜひお気軽にご利用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

静岡働き方改革推進支援センター（静岡労働局委託事業）

TEL：0800-2005451 月曜～金曜 9：00～17：00（土日祝・年末年始除く）



静岡市と静岡労働局が雇用対策協定を締結しました（令和4年4月15日）

県内では13例目、協定締結数は全国3位

雇用に関する施策を密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施することを目的として、静岡市と静岡労働局の施策について一体的に進めていくための連携・協力の内容などを定めた「静岡市雇用対策協定」を締結し、静岡市の雇用・職場環境の改善と就労支援の強化を図ります。

※「雇用対策協定」とは、国と地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むため、労働局長と地方公共団体の首長が締結する協定をいいます。



田辺静岡市長と石丸労働局長（写真右）

雇用対策協定に基づく主な取組内容（予定）

- ①就職氷河期世代への支援 ～再チャレンジ応援の取組～
- ②外国人の就職支援 ～多文化共生のまち推進～
- ③若年者等への就職支援 ～大学生の市内就職促進の取組～

お問い合わせ先：静岡労働局職業安定部需給調整事業課 TEL 054-271-9980

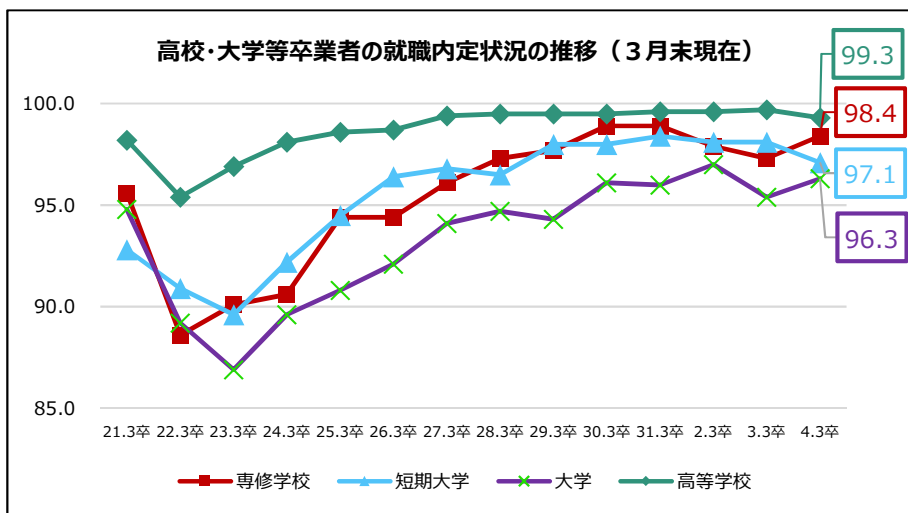
令和4年3月高校・大学等卒業者の就職内定状況（令和4年3月末現在）

高校生の就職内定率は99.3%

令和4年3月末現在における県内高校生の就職内定率は99.3%で対前年同期と比べ0.4ポイント減となったものの、高い水準を維持しています。

大学生の就職内定率は96.3%

令和4年3月末現在における県内大学生の就職内定率は96.3%で対前年同期と比べ0.9ポイント増となり、平成30年3月卒以降5年連続で95%を上回りました。



■未内定者に対する就職支援について

静岡労働局では、引き続き令和4年3月卒の未内定者に対する就職支援に取り組んでまいります。

■「新卒応援ハローワーク」を活用した個別支援の徹底

新卒者等専門の相談窓口である「新卒応援ハローワーク」をはじめとする各ハローワークでは、担当者制により一人ひとりの状況に応じた個別支援を実施しています。

職業安定法が改正され、令和4年10月1日に施行されます

令和4年3月31日に職業安定法の一部の改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。職業安定法の改正については、一部を除き令和4年10月1日に施行されます。

法改正の概要

＜求人メディア等のマッチング機能の質の向上＞

求職活動におけるインターネットの利用が拡大する中、就職・転職の主要なツールとなっている求人メディア等の幅広い雇用仲介事業を法的に位置づけ、ハローワーク等との相互の協力の対象に含めるとともに、安心してサービスを利用できる環境とするため、求人メディア等が依拠すべきルールを明確にする。

- ①新たな雇用仲介事業を広く法的に位置づけ：「募集情報等提供」の定義を拡大等
- ②求人メディア等が依拠すべきルールを整備：募集情報等提供事業者について、個人情報の保護等を義務付け等

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497_00003.html

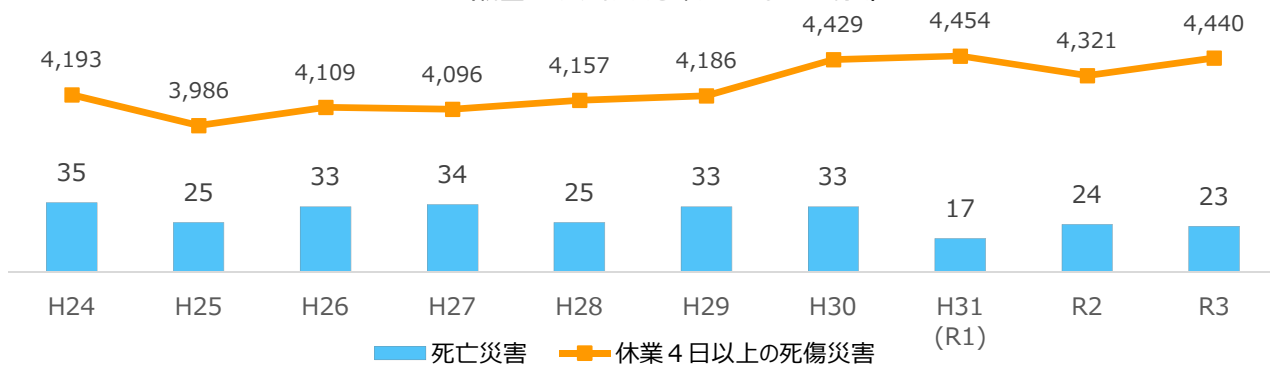
お問い合わせ先：静岡労働局職業安定部需給調整事業課 TEL 054-271-9980

令和3年の労働災害発生状況について（確定値）

直近10年間の労働災害発生状況

（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）

（単位：人）



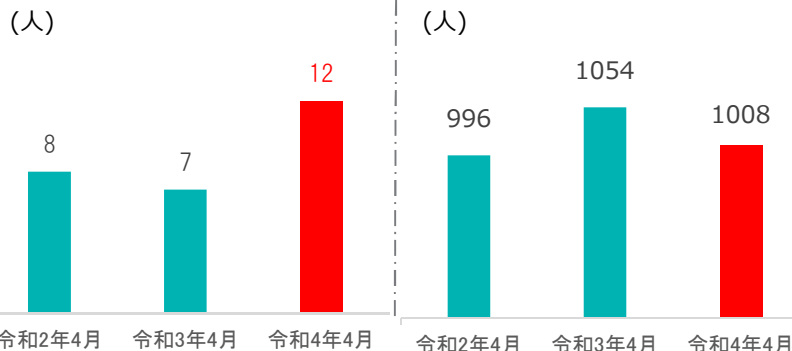
令和3年における静岡県内の労災死亡者数は23人で過去2番目の少なさでした。死亡者と休業4日以上を負傷者数を足した死傷者数は4,440人となり、前年より119人増加しました。業種別でみると「製造業」「商業」が多く、事故の型は「転倒」が4年連続で1,000件超と最も多く、全体の約24%となっています。

労働災害発生状況（令和4年4月末現在）

（新型コロナウイルス感染症り患分は除く）

死亡災害

死傷災害(休業4日以上)



令和4年4月末現在における県内の死亡災害は、12人でした。内訳は、製造業2人、建設業4人、畜産・水産業1人、商業1人、接客娯楽業2人、清掃・と畜業2人となっています。前年同期に比べ5人増加となっています。一方、死傷災害は1,008人で前年同期に比べ46人減少となっています。

50人未満の事業場も歯科健康診断結果報告が必要になります（令和4年10月1日施行）

歯に有害な酸等を扱う業務に従事する労働者に対しては、安衛則第48条に基づき、6か月以内に1回、定期的に、**歯科健康診断**を実施することとなっています。

現在、常時50人以上の労働者を使用する事業場に対し、所轄監督署へ、その結果を「定期健康診断結果報告書（様式第6号）」により報告することが義務付けられています。本年10月1日以降、**歯科健康診断結果**については、**事業場の規模にかかわらず、所轄監督署への報告が義務づけられます。**

報告様式も改正されます（上記様式第6号から、**歯科健診欄を削除、「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」**を新たに作成）。

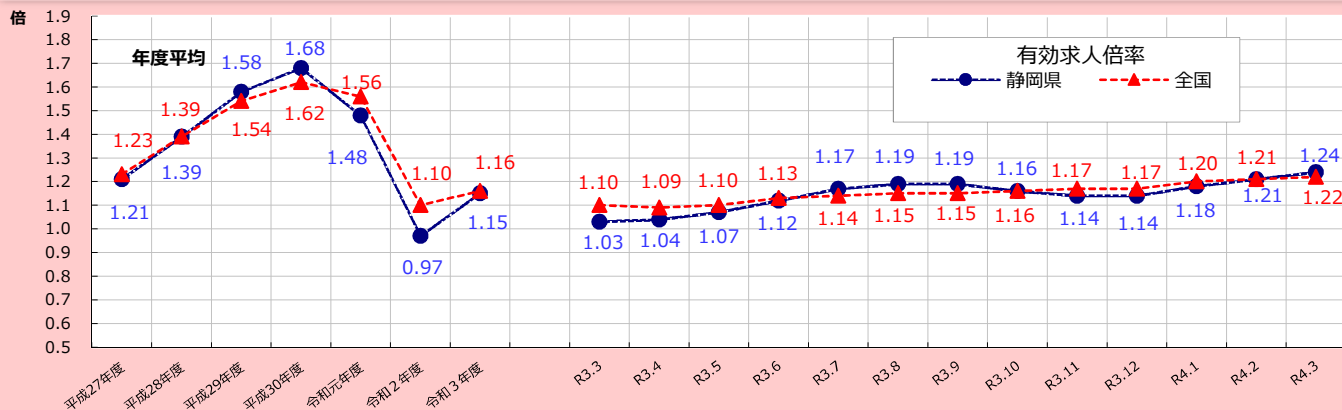
詳細については、静岡労働局健康安全課又は最寄りの監督署までお問合せください。

静岡県有効求人倍率（令和4年3月）

<雇用情勢の概況>

県内の雇用情勢は、改善している。

有効求人倍率（季節調整値）は1.24倍(全国31位)となり、前月を0.03ポイント上回った。



編集/発行

静岡労働局 雇用環境・均等室 〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎5階）

T E L <054>252-5310 F A X <054>252-8216 <https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/>